



社会保険労務士法人 ルーチェ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp ☎ 052-211-5185
■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

日本年金機構から公表された

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更の案内とQ&A

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

例えば、扶養認定を受ける方が令和 7 年 11 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、令和 7 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となります。

◆Q&A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

※同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

国税庁が「年末調整のしかた」を公表しました

国税庁より「令和7年分 年末調整のしかた」（全64ページ、以下「パンフレット」という。）が公表されました。今年の年末調整には複数の変更点があります。企業においては早めの確認と実務への備えが大切です。パンフレットでは、「昨年と比べて変わった点」として、以下の3つが挙げられています。

◆年末調整のしかた～改正項目

1 所得税の基礎控除の見直し等

- (1) 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が58万円～95万円に
- (2) 給与所得控除の見直し：最低保障額が65万円に
- (3) 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて3万円～63万円を控除
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が58万円以下に

2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※上記のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります」との注意書きもあり。

誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。そのためにも、今回公表されたパンフレットや10月に公開予定の「年末調整がよくわかるページ」（国税庁）を確認し、改正点の周知に努めましょう。

【国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/nencho_all.pdf

全都道府県で初の時給 1,000 円超 地域別最低賃金の答申が出揃う

厚生労働省から、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）が公表されました。

これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

◆令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて 1,000 円を超えました。

答申された改定額は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。なお、例年は大半が 10 月発効でしたが、2025 年度は 20 都道府県にとどまります。11 月が 13 府県、12 月が 8 県で、福島、徳島、熊本、大分は 2026 年 1 月、群馬と秋田は同 3 月に発効します。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「業務委託と雇用の違い、説明できますか？」

第1 はじめに

企業の成長とともに、フリーランスや個人事業主との業務委託契約を活用する場面は増加傾向にあります。人件費を固定化せず、専門的なスキルを外部から取り入れる柔軟な手段として注目されています。

しかし、形式上は業務委託契約であっても、実態が雇用契約と判断されれば、労働法上の義務が企業側に課されるリスクがあります。実際に「労働者性あり」とされた場合には、未払残業代や社会保険料の遡及負担、解雇無効など、予想外の責任が発生します。

第2 業務委託と雇用を分ける基準

両者を分ける最大の基準は、「指揮命令関係の有無」です。業務委託では、発注者が業務の成果を求める一方で、受託者は業務遂行の方法や時間を自ら決定できる独立性があります。雇用契約では、使用者が業務内容や労働時間、業務遂行の具体的方法を直接指示し、労働者がその指揮に従って働く構造です。

たとえば、出社時間や退勤時間が決められ、業務の遂行方法まで細かく指示され、会社のパソコンやアカウントを利用させているといった場合、契約書の名称にかかわらず、実態が雇用と判断される可能性は非常に高くなります。加えて、報酬が成果物に応じたものではなく、時間単価で設定されている場合なども、労働者性を肯定する要素となります。

実際、過去の裁判例でも、「業務委託」とされていたドライバーやデザイナー、エンジニアが「労働者」と判断され、企業側に高額な支払が命じられた事例があります。とくに近年は、名ばかりフリーランスの保護を目的とした立法や行政指導も強化されており、実態重視の傾向はさらに強まっています。

第3 雇用と判断されないポイント

業務委託契約を安全に運用するためには、①成果物ベースの契約内容、②作業時間や場所の自由、③報酬の時間単価回避、④会社設備や情報システムの使用制限などを総合的に検討することが重要です。あわせて、契約書の内容と実態が一致しているか定期的に見直すことも、企業防衛の観点から欠かせません。

第4 まとめ

委託のつもりで雇用とみなされることは、想定以上の負担と企業信用への悪影響をもたらします。ご不安な場合は、ぜひ一度、契約内容と業務実態の法的チェックをご検討ください。

Monthly Letter・ルーチェ 編集後記

昨年スタートしたマイナ保険証ですが、まだまだ普及率は低いようで黄色い「資格確認書」が届いた方もいらっしゃるかと思います。

そんな中、19歳以上23歳未満の方については扶養認定基準が「年収150万円未満」に拡大されました。しかもこの年齢要件は誕生日ではなく、「12月31日現在の年齢による」とのこと！

健康保険の扶養追加も「マイナンバーの確認」「マイナ保険証連携の有無」「130万円と150万円の使い分け」…と確認事項が急増しています。昔はもっと単純だったのになぁ～(遠い目)。石野